

いしかわ総合スポーツセンターDX推進業務委託仕様書

令和6年8月

石川県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

1 業務内容

いしかわ総合スポーツセンターDX推進業務

2 実施目的

いしかわ総合スポーツセンターの運営に係る業務、事務等を円滑かつ的確に実施するために、窓口業務のデジタル化による職員負荷軽減やキャッシュレス決済導入による利用者の利便性向上を図る観点等から、会員管理システムを導入するとともに、これに伴う付帯作業を委託するものである。

3 契約履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

4 業務の範囲

(1) いしかわ総合スポーツセンターの会員管理システムの構築及びその後の運用・保守を行う。

※システムで管理する会員数：約130,000人（令和6年7月時点）

(2) システムを運用する基盤としての外部環境を提案すること。

5 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

- ① システム構築作業（基本設計、詳細設計、システム構築）
- ② システムの導入とそれに伴う作業
- ③ 運用テスト
- ④ 各種操作マニュアルの提供
- ⑤ 操作研修会の実施
- ⑥ 運用及び保守の実施
- ⑦ その他、本業務に必要なすべてのもの

6 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務実施スケジュール・体制計画等を契約後7日以内に提出し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の目的及び意図を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、委託者と綿密な連携を図り、業務を進めること。委託者から業務の進捗状況を報告するよう要求された場合は、速やかに報告すること。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対す

る管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

- (5) 本システムは、内閣府地方創生推進室及びデジタル庁のデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定を受けることを前提として実施するものである。

そのため、本業務実施にあたっては、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱にしたがって実施する必要があり、受託者は以下の点に留意して業務を行うこと。

・事業実施報告資料等の作成にあたって、本県の指示に基づき、必要な資料・情報を提供すること。

・業務委託料の実績内訳について、物品費、人件費、旅費、その他に分けて整理した様式を提出すること。なお、必要に応じて証憑書類（人件費単価の積算根拠、業務従事日誌等）の提出を求める場合がある。提出時期及び様式は、内閣府地方創生推進室及びデジタル庁の提示を待って指示する。

- (6) デジタル田園都市国家構想交付金が不採択になった場合は、いしかわポータルにおけるいしかわIDといしかわ総合スポーツセンター会員管理用IDとの連携を取り止めることとするので、契約締結後、ID連携に係る費用分を減額して変更契約を締結する。

- (7) 本事業に関するKPI

内閣府地方創生推進室及びデジタル庁のデジタル田園都市国家構想交付金の活用にあたり、本システムの運用開始から令和8年度末時点に達成すべきKPIを設定しており、本業務の実施が当該KPIの達成につながるものとなるよう留意すること。

（別紙、参考資料を参照）

7 成果物の納品

成果物については下記（1）～（3）とし、それら成果物の一覧表や関係者との協議、委託者との打合せ記録等の事業の実施状況が分かるものを提出すること。（紙媒体1部及びPDFデータ）

- (1) 会員管理システム

- (2) システムを運用する際のハードウェア

デスクトップパソコン8台、セルフレジ2台、Windowsタブレット2台 等

- (3) 操作手順マニュアル

操作方法や運用方法をまとめたもの（紙ファイル綴じ10冊及びPDFデータ）

8 納品場所

いしかわ総合スポーツセンター及び受託者が運営するデータセンター

9 システム要件

- (1) 基本要件

① 参加申込書の提出時点において、公営又は民間スポーツ施設への会員管理システム導入実績を運営団体数又は企業数で100以上、施設数で700以上有していること。

② いしかわポータルにおけるいしかわIDといしかわ総合スポーツセンター会員管理用I

Dとの連携を実装できるシステムであること。

- ③ その他石川県が管理するシステムとの連携が追加される可能性も踏まえ、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）のLWAN回線上のシステムとの連携も追加実装が可能であること。
- ④ 令和6年8月1日現在において、地方公共団体へのパッケージシステムの（本稼働している）実績が契約元として1,000団体以上あること。
- ⑤ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）を図るシステムを提供すること。
- ⑥ 「クラウド・バイ・デフォルト」の原則に基づき、クラウド上にシステムを構築すること。
- ⑦ システムの整備にあたり、事業費の低減につながる工夫を図ること。
- ⑧ 受託者は、令和7年3月末日までのシステムの整備スケジュールを策定し、発注者の承認を得ること。
- ⑨ 令和7年3月末日以前に本システムの運用を開始すること。
- ⑩ システムの整備にあたって、本仕様書に記載のない事項については、原則、「石川県情報調達共通特記仕様書」に準じるものとする。

（1）個別機能要求

「会員管理システム要件一覧」を参照すること。

1.0 受託者要件

- （1）受託者は、プライバシーマーク、ISO9001（品質マネジメントシステム）、ISO14001（環境マネジメントシステム）、ISO/IEC20000（ITサービスマネジメントシステム）、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証取得をしていること。
- （2）上記8.（1）③の観点から、LWAN環境へのシステム構築もしくはLWAN-ASPでの導入実績があること。

1.1 ネットワーク要件

- （1）いしかわ総合スポーツセンターから受託者が運営するデータセンター間のネットワーク接続については、セキュリティ面を考慮してVPN接続の回線とする。
- （2）いしかわ総合スポーツセンター内のローカルネットワークについては、本業務の対象外とする。
- （3）会員が利用する機能は、インターネットから利用できるサービスで提供し、セキュリティを確保した上で、データセンター内にある会員管理データベースとリアルタイムに連携すること。

1.2 導入に関する要件

（1）システム稼働時の支援作業

受託者は、本システム稼働時に作業端末に対して必要なモジュールのインストール及び設定を実施すること。また、稼働後に作業端末が入れ替えとなることも想定し、本施設職員でも設定できるように手順書を残すこと。

(2) 研修要件

本システムの運用上必要な基本操作方法について、マニュアルを作成し提示すること。講習会については本施設職員に対して、十分理解できるように随時実施すること。講習会の詳細については県と協議の上決定すること。

(2) 契約期間満了時業務

業務完了にあわせて今後のサービス利用契約を結ぶものであるが、契約終了時には外部クラウド環境に設置されているサーバ内のデータは完全消去を行うこと。

1.3 保守・運用に関する要件

(1) システム運用時間

本システムの運用時間は、24時間365日常時とする。ただし、計画停止を除く。

(2) アクセス監視

本システムのアクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに報告、アクセスログの開示を市に対して行うこと。

(3) セキュリティ対策

- ①受託者は、業務を行うにあたりアクセス状況及び不正アクセスを監視する等により、サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じなければならない。
- ②コンピューターウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対策等により、適切に業務を行うこと。
- ③管理するデータが消失しないよう、サーバを冗長化しさらに、イメージバックアップを3世代まで行い、バックアップデータからの復旧ができること。

(4) ヘルプデスク設置

- ①職員向けの操作等の問合せ窓口として、ヘルプデスクを設置すること。
- ②問合せ窓口では、固定電話、携帯電話から通話可能とし、オペレーターが対応すること。
- ① 電子メール、FAX等による問い合わせは24時間受付すること。

(5) 障害保守

- ①対応窓口を設置すること。
- ②初期対応として、速やかに原因調査を実施し、発生箇所（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク）の切り分けを実施し、復旧の見込み時間を関係者に報告すること。
- ③情報の採取、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を行うこと。また、バックアップデータからの復旧が必要な場合は、その作業を行うこと。
- ② 上記までの対応にあたり、必要に応じ、関係者等へ速やかに連絡及び依頼をすること。
- ③ 調査の結果、本調達に含まれるソフトウェアに起因する場合にあっては、プログラム修正等の対応作業（再設定・動作確認含む）を実施すること。また、再発防止策を提示すること。

1.4 データセンター要件

データセンターの要件を以下のとおりとし、一般的なデータセンターとして当然備えておくべき機能を有すること。

- ① 情報セキュリティに関する基本方針・規定等の文書類が整備されていること。
- ② 浸水区域外等災害時被災想定区域外地域に設置されていること。
- ③ 近隣及びデータセンターより高地に河川・湖沼は無く、雨水以外の浸水のリスクがない場所であること。
- ④ 標高が100メートル以上の場所であり、津波のリスクがない場所であること。
- ⑤ 近隣に活火山がない場所であること。（距離が100km以上離れていること）
- ⑥ 震度7クラスの地震に耐えうる免震構造となっていること。
- ⑦ 土地・建物・設備全てが自社所有の施設であること。
- ⑧ 耐火構造の建物であること。
- ⑨ 常用系、予備系に2系統の受電設備を整えていること。
- ⑩ 異なる2つの変電所からの2系統受電を行っていること。
- ⑪ センタへの入退館、サーバ室への入退室等、区画に応じた対策が整備されていること。
- ⑫ サーバ室への入口およびサーバ室内に関しカメラが設置されていること。
- ⑬ 個人認証システムが整備されていること。また生体認証装置を有していること。